

## 浜田市議会災害等対策支援本部設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき設置する浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、浜田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携、協力し、災害対策等の支援をするとともに、議会が一体となり、市民の安全安心の確保に尽力することを目的とする。

### (設置)

第2条 議長は、次の場合に議会支援本部を設置することができる。

(1) 地震や水害等の災害や感染症等の発生、拡大（以下「災害等」という。）により、市対策本部が設置されたとき。

(2) 浜田市議会BCP（浜田市議会業務継続計画）が対象とする災害が発生し、又は災害の発生が予測されたとき。

(3) その他議長が必要と認めるとき。

2 災害等の状況により議会支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

### (組織)

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席し、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。また、一人会派又は無会派の議員からの意見収集及び情報伝達等を行う。

4 本部員は各会派代表者（この場合の会派とは、2人以上の議員で構成する会派をいう。）をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、議会運営委員会

委員長がその職務を代理する。

- 6 本部長に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- (3) 被災地及び避難所等の状況把握に努めること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (5) 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- (6) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (7) 浜田市議会 BCP の見直しに関すること。
- (8) その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 議会支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行するよう努めるものとする。なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう議員自らの安全確保に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 自らの安否や居場所、被災状況や感染状況、連絡先等を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。

(6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言に努めること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は議会支援本部事務局の役割を担うものとする。

(1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。

(2) 事務局職員は、各議員との連絡や災害等の情報の整理等、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和4年12月1日から施行する。